

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：化学物質に係る労働者の健康障害防止のための規制強化

規制の区分：新設、 改正、 （拡充）、 緩和）、 廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：労働基準局安全衛生部

評価実施時期：令和3年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

現在、化学物質による休業4日以上労働災害は年間450件程度で推移している。そのうち法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものはその約8割を占める状況にある。これは、化学物質に対して国がリスク評価を行い規制対象に追加することで、事業者が規制による負担を避けるため、当該物質の使用をやめて、危険性・有害性を十分確認・評価せずに規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が取られず労働災害が発生することが一因に挙げられる。現時点で規制の在り方を見直し、これら現状を改善しない限り、年間約450件の化学物質による労働災害は同水準で発生し続け、さらにこれら数字ではとらえられない20～30年後の将来における化学物質を原因としたがんの発症リスクが依然高いまま放置されることとなる。

このため、専門家、実務者等と議論を行い、職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会にて、「化学物質ごとに、国がリスク評価を行い、規制対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を法令で定める」という従前の仕組みを、「国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する」ことを原則とする仕組みへと見直すことで、危険性・有害性のある全ての化学物質に対して、より実現性の高い対策を各事業場の実情にあわせて選択・実施することを可能とする仕組みの検討を行ってきた。

そこで取りまとめられた「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表。）の内容を踏まえ、以下の3点の改正を行い、危険性・有害性のある化学物質による労働災害を防止できる仕組みを構築する。

・労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の拡大

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 31 条の 2 の規定により注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 9 条の 3 において、化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備に限定している。この設備の範囲について、国が GHS 分類を実施済みである危険有害性を有する全ての化学物質（以下「GHS 分類済み危険有害物」という。）を製造し、又は取り扱う設備を対象を拡大することとする。

・職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大

法第 60 条の規定において、事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないこととされており、令第 19 条において、その業種を定めている。この職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の 2 業種を追加することとする。

・名称等の表示、又は通知すべき化学物質の追加

GHS 分類済み危険有害物のうち、新たにアクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル他 236 物質を令別表第 9 に掲げる名称等を表示し、又は通知すべき危険有害物に位置づける改正を行う。これにより、当該化学物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、容器、包装等に名称等を表示し、相手側に対して一定の危険性又は有害性について記された文書（以下「SDS」という。）を交付するとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付ける。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

令別表第 9 に掲げられた物質以外の GHS 分類済み危険有害物又は令第 19 条で定める業種以外の業種においても化学物質による労働災害事案が多発している。したがって労働者の職業性疾病等の発症による健康障害防止のために、法的拘束力を持つ方法によって本規制を実施する必要がある。

対策を取る事業者において、遵守費用が発生するにもかかわらず、代替案（国の通達による行政指導）では事業者には法的な義務が伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業性疾病等の健康障害防止について効果が限定されることが懸念される。

したがって、全ての事業場において、化学物質による労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導（代替案）でなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ法令改正（本規制案）を採用すべきである。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。

- ・ GHS 分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う設備の改修等を発注する注文者による、危険有害性等を記載した文書の交付（1物質当たり数千円～）
- ・ 文書交付を受けた請負人における、当該文書に記載されている危険有害性情報等に基づく労働災害を防止するために必要な措置（換気の措置、保護具の備え付け等）（1物質当たり数万円～）
- ・ 職長教育（1人当たり数千円～）
- ・ 容器・包装への表示（1物質当たり年間数万円～）
- ・ SDSの交付（1物質当たり数千円～）
- ・ リスクアセスメントの実施（1物質当たり数百円～）

国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。

※ この度の改正は、許認可等行政手続きを伴う改正ではないため、国において、事務経費等の行政の費用が増加することはない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

**【労働者への便益】**

化学物質のばく露の防止等により、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。

**【事業者への便益】**

健康障害防止措置を実施することにより、労働災害の補償リスクを低減することができる。また、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。こうした負担の軽減は、事業者の経営の安定化に資するものと考えられる。

**【国民全体への便益】**

労働者としての国民1人1人の健康確保が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果（便益）について、具体的な額として金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特になし。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。  
費用については、アクリルアミド等他の危険有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みで許認可等行政手続きを伴うものではないことから、行政の費用が増加することはなく、また事業者について、遵守費用は発生するものの、労働災害の補償リスクの低減等により、遵守費用以上の便益を得ることができることから、本規制による義務付けは適当と判断する。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。  
費用については、アクリルアミド等他の危険有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みで許認可等行政手続きを伴うものではないことから、行政の費用が増加することはなく、また事業者について、遵守費用は発生するものの、労働災害の補償リスクの

低減等により、遵守費用以上の便益を得ることができることから、本規制による義務付けは適当と判断する。

一方、代替案（国の通達による行政指導）では、対策を取る事業者において遵守費用が発生するにもかかわらず、一方で法的拘束力を伴わないことから、対策を取らない事業者が発生し、事業者間で不公平な状況を生じさせてしまう。さらに、当該事業者の経営する企業では必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業性疾病等の健康障害防止について効果が限定されてしまう。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階において本評価書等の活用は行っていない。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

米国労働衛生専門家会議等の国際機関等において職業ばく露限界値等の評価の見直しを行う場合及び化学物質による労働災害が多発した場合等に見直しを行う。なお、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、当該見直しが行われない場合は、最長でも 5 年以内に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容に

よっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標としては、以下のものを利用する。

- ・ 米国労働衛生専門家会議等の国際機関等における職業ばく露限界値等の評価の見直し結果
- ・ 化学物質による労働災害の発生状況